

議員提出議案第10号

学校事務職員・学校栄養職員の義務教育費国庫負担制度の堅持と教
職員定数改善計画の早期完結及び教育予算の充実に関する意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科
学大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出する。

平成13年9月21日

提出者	三朝町議会議員	岡本岩夫
賛成者	三朝町議会議員	山田道治
賛成者	三朝町議会議員	倉本良人
賛成者	三朝町議会議員	御船征夫
賛成者	三朝町議会議員	平井晃

平成13年9月21日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

学校事務職員・学校栄養職員の義務教育費国庫負担制度の堅持と教
職員定数改善計画の早期完結及び教育予算の充実に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度と
して完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなすものである。

しかしながら、政府は、昭和60年から義務教育諸学校の教材費、旅費を国庫負
担制度の対象から除外したほか、平成5年からは共済費追加費用についても国庫負
担制度の対象外としたところである。

さらに、今後は、来年度予算編成に向けて、学校事務職員・学校栄養職員の給与
費を国庫負担の対象から除外することが検討されるものと考えられる

このような国の財政事情による地方への負担転嫁は、地方財政に多大な影響を与
えるばかりでなく、義務教育の円滑な推進に支障をきたすものである。

よって、政府におかれては、学校事務職員・学校栄養職員に対する義務教育費国
庫負担制度の堅持と教職員定数改善計画の早期完結及び教育予算の充実に図られ
るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成13年9月21日

鳥取県三朝町議会